

海賊版サイト「漫画村」 損害賠償請求訴訟における「勝訴」のお知らせ

本日 4 月 18 日、東京地方裁判所におきまして、漫画コンテンツの海賊版サイト「漫画村」の運営関係者に対する弊社、株式会社 KADOKAWA、株式会社集英社の 3 社共同での損害賠償請求訴訟について、我々の主張を大筋認め、被告に対して 3 社総額 17 億 3664 万 2277 円の支払を命じる旨の判決が下されましたのでご報告いたします。

弊社は、2022 年 7 月 28 日、KADOKAWA、集英社の 2 社と共に「漫画村」の運営関係者に対し、「漫画村」により受けたと推計される損害の一部である総額約 19 億 2,960 万円（3 社 17 作品）の損害賠償を求める訴訟を提起しておりました。

「漫画村」は 2016 年 1 月の開設から 2018 年 4 月に閉鎖されるまで、数万点にのぼるコミックや漫画雑誌などを無断で掲載し、その被害額は約 3200 億円に上ると試算されるなど名実ともに国内最大の海賊版サイトでした。

すでに刑事事件としては、福岡地方裁判所が 2021 年 6 月 2 日、著作権法違反と組織犯罪処罰法違反の容疑で起訴されていた運営関係者に対して懲役 3 年、罰金 1000 万円、追徴金約 6200 万円の実刑判決を言い渡しておりますが、漫画村が構築した犯罪収益モデルがその後数多くの同種サイトを生み出すなど非常に大きな影響を与えた事実を踏まえれば、刑事罰に加え民事的にもその責任が追及されて然るべきです。

そうしたなか、本日、3 社の損害賠償請求訴訟において、運営関係者に対し、総額 17 億 3664 万 2277 円の損害賠償義務を認める判決が下されました。今回の判決は、漫画家の著作権はもちろんのこと、漫画家との契約により著作権又は独占的許諾を得た出版社の権利を侵害して違法な海賊版サイトを運営する行為が、いかに悪質なものであるかを公に示した画期的なものと考えております。

しかし、「漫画村」以降も新たな海賊版サイトは跡を絶ちません。弊社は、クリエイターの努力の結晶である作品を、ひいては漫画文化の発展を海賊版サイトの拡大や蔓延から守るために、今後も積極的にかつ厳しく追及してまいります。

2024 年 4 月 18 日
株式会社小学館